

改正後	現行
<p>I 総則</p> <p>I-1 暗号資産の範囲等</p> <p>I-1-2 暗号資産交換業の該当性及び取り扱う暗号資産の適切性の判断基準</p> <p>I-1-2-2 暗号資産交換業の該当性の判断基準</p> <p>当局は、法第2条第15項に規定する暗号資産交換業の該当性について照会等があった場合には、以下の点に留意しつつ、同項各号に規定する暗号資産交換業の定義に照らして判断するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 法第2条第15項第2号に規定する「前号に掲げる行為の媒介」(以下「暗号資産の売買等の媒介」という。)に該当するか否かは、暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を内容とする契約(以下「暗号資産の売買等を内容とする契約」という。)の成立に向けた一連の行為における当該行為の位置づけを踏まえた上で総合的に判断する必要がある、一連の行為の一部のみを取り出して、直ちに暗号資産の売買等の媒介に該当しないと判断することは適切でないことに留意する。例えば、暗号資産の売買等を内容とする契約に係る以下の各行為を第三者のために行う場合は、原則として、特定の者に対して第三者との暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っているとは評価できることから、暗号資産の売買等の媒介に該当する。</p> <p>イ. 暗号資産の売買等を内容とする契約の締結の勧誘</p> <p>ロ. 暗号資産の売買等を内容とする契約の締結の勧誘を目的とし</p>	<p>I 総則</p> <p>I-1 暗号資産の範囲等</p> <p>I-1-2 暗号資産交換業の該当性及び取り扱う暗号資産の適切性の判断基準</p> <p>I-1-2-2 暗号資産交換業の該当性の判断基準</p> <p>当局は、法第2条第15項に規定する暗号資産交換業の該当性について照会等があった場合には、以下の点に留意しつつ、同項各号に規定する暗号資産交換業の定義に照らして判断するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 法第2条第15項第2号に規定する「前号に掲げる行為の媒介」(以下「暗号資産の売買等の媒介」という。)に該当するか否かは、暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を内容とする契約(以下「暗号資産の売買等を内容とする契約」という。)の成立に向けた一連の行為における当該行為の位置づけを踏まえた上で総合的に判断する必要がある、一連の行為の一部のみを取り出して、直ちに暗号資産の売買等の媒介に該当しないと判断することは適切でないことに留意する。例えば、暗号資産の売買等を内容とする契約に係る以下の各行為を第三者のために行う場合は、原則として、特定の者に対して第三者との暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っているとは評価できることから、暗号資産の売買等の媒介に該当する。</p> <p>イ. 暗号資産の売買等を内容とする契約の締結の勧誘</p> <p>ロ. 暗号資産の売買等を内容とする契約の締結の勧誘を目的とし</p>

改正後	現行
<p>た商品説明</p> <p>ハ. 暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に向けた条件交渉(注1)媒介に当たるか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、例えば、インターネット上の表示等を用いる場合でも、当該表示等を用いた上で特定の者に対して第三者との暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っているとは評価できる場合には、当該インターネット上の表示等を含めた一連の行為が媒介に当たり得ることに留意するものとする。</p> <p><u>なお、事業者(オンラインゲーム等のサービスを提供する事業者を含む。)が、自らのサービスの顧客を暗号資産交換業者に送客する場合(送客元のサービスに係る画面上で暗号資産の取引の機会を提供する場合を含む。)において、提供される暗号資産の取引の相手方が暗号資産交換業者であること及び当該取引等に係る説明等が当該暗号資産交換業者により提供されるものであることがあらかじめ明示されている場合には、当該事業者において、独自に、取引に係る情報の追加、説明内容の加工、暗号資産の取引の勧誘・推奨・説明又は取引の成立に向けた条件交渉を行わないなど、暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っているとは評価されない限りにおいて、暗号資産の売買等の媒介に至らない行為といえる。</u></p> <p>Ⅱ 暗号資産交換業者の監督上の着眼点 Ⅱ-2 業務の適切性等</p>	<p>た商品説明</p> <p>ハ. 暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に向けた条件交渉(注1)媒介に当たるか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、例えば、インターネット上の表示等を用いる場合でも、当該表示等を用いた上で特定の者に対して第三者との暗号資産の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っているとは評価できる場合には、当該インターネット上の表示等を含めた一連の行為が媒介に当たり得ることに留意するものとする。</p> <p>Ⅱ 暗号資産交換業者の監督上の着眼点 Ⅱ-2 業務の適切性等</p>

改正後	現行
<p>Ⅱ－２－３ 事務運営</p> <p>Ⅱ－２－３－３ 外部委託</p> <p>Ⅱ－２－３－３－１ 意義</p> <p>Ⅱ－２－３－３－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅱ－２－３－３－３ <u>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の法令違反の防止措置</u></p> <p>(1) <u>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の法令違反の防止に係る留意事項</u></p> <p><u>暗号資産交換業者が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に業務の委託を行う際には、利用者属性等に則した適正な取引勧誘の履行を確保する観点から、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対し、利用者の属性等及び取引実態を的確に把握し得る利用者管理態勢の構築につき指導するとともに、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の取引勧誘実態を把握したうえで法令遵守の徹底を求めることが重要であるが、その法令違反の防止態勢については、以下の点に特に留意して検証することとする。</u></p> <p>① <u>利用者属性等の的確な把握及び利用者情報の管理の徹底</u></p> <p><u>イ. 利用者の取引目的や取引経験等の利用者属性等について、利用者の同意を得たうえで利用者情報の共有及び適時の把握に必要な指導を行うとともに、取引勧誘に当たって、当該利用者属性等に則した適正な勧誘に努めるよう電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対して求める具体的取扱方法を</u></p>	<p>Ⅱ－２－３ 事務運営</p> <p>Ⅱ－２－３－３ 外部委託</p> <p>Ⅱ－２－３－３－１ 意義</p> <p>Ⅱ－２－３－３－２ 主な着眼点</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>定め、当該方法を電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に周知し、徹底しているか。</u></p> <p><u>ロ. 利用者属性等の利用者情報の管理について、守秘義務等の観点から十分に検討を行った上で、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対して求める具体的な取扱基準を定め、当該基準を電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に周知し、徹底させているか。</u></p> <p><u>ハ. 管理担当部門においては、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者による利用者属性等の把握状況及び利用者情報の管理の状況を把握するように努め、必要に応じて、利用者属性等に照らして適切な勧誘が行われているか等についての検証を行うとともに、利用者情報の管理方法の見直しを求める等、その実効性を確保する態勢構築に努めているか。</u></p> <p>② <u>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の取引勧誘実態の把握及びその適正化</u></p> <p><u>イ. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者による取引勧誘実態の把握について、例えば、管理担当部門の責任者等は、必要に応じて利用者と直接面談等を行うことにより、その実態の把握に努め、適切な措置を講じているか。</u></p> <p><u>ロ. 管理担当部門においては、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者による取引勧誘実態の把握に係る具体的な方法を定め、当該方法を電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に周知し、徹底させるとともに、必要に応じて、その実施状</u></p>	

改正後	現行
<p><u>況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する態勢を構築させるよう努めているか。</u></p> <p><u>ハ. 管理担当部門においては、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者による説明が適切に行われているか否かにつき状況を把握し、必要に応じて是正を求める等の措置を講じているか。</u></p> <p>③ <u>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の法令遵守意識の徹底</u></p> <p><u>イ. 電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の法令遵守意識の徹底について、研修の目的及び対象者等を考慮した事例研修及び外部研修等を実施し、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の法令遵守意識の向上に努めているか。</u></p> <p><u>ロ. 管理担当部門においては、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対する各種研修の内容及び実施状況を把握・検証し、内容等を見直しする等、その実効性を高めるよう努めているか。</u></p> <p>Ⅲ 暗号資産交換業者の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－２ 諸手続 Ⅲ－２－１ 登録の申請、届出書の受理等 暗号資産交換業の登録の申請並びに変更及び登録簿の縦覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。 (1)～(3) (略)</p>	<p>Ⅲ 暗号資産交換業者の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－２ 諸手続 Ⅲ－２－１ 登録の申請、届出書の受理等 暗号資産交換業の登録の申請並びに変更及び登録簿の縦覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。 (1)～(3) (略)</p>

改正後	現行
<p>(4) 変更届出の処理等</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ <u>財務局長は、暗号資産交換業者から法第 63 条の 6 第 2 項の規定に基づく届出書の提出があった場合で、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に委託を行わなくなった理由が当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を廃止するためであるときは、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者につき、法第 63 条の 22 の 20 第 1 項の規定による登録取消の事由が存しないことを当該暗号資産交換業者が確認しているかを届出書の提出時に確認することとする。</u></p>	<p>(4) 変更届出の処理等</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(新設)</p>